

平成22年(行コ)第300号 公金支出差止等(住民訴訟)控訴事件

控訴人 藤永知子 外18名

被控訴人 埼玉県知事 外4名

## 証拠申出書 (地すべりの危険性)

2013年(平成25年)7月16日

東京高等裁判所

第24民事部ロS係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 佐々木 新一

同 南 雲 芳 夫

同 野 本 夏 生

同 小 林 哲 彦

同 伊 東 結 子

第1 人証の表示

坂 卷 幸 雄 (同行, 主尋問90分)

## 第2 証人の経歴等

### 1 経歴

- 1956年3月 東京大学理学部地質学科卒業
- 1956年4月 通商産業省工業技術院地質調査団入所
- 1983年～ 日本科学者会議調査団のメンバーとして日本海中部地震の被災地調査に参加。以後、各地の地震・津波・噴火・洪水・地盤災害等の調査研究に従事
- 1993年3月 地質調査所を定年退職
- 1993年5月 技術士登録
- 現在 日本科学者会議災害問題研究委員会・委員

### 2 著書 「地学事典」(1970年、平凡社、共著)ほか

## 第3 立証事項

- 1 証人は、技術士法に基づいて行われる国家試験に合格し登録した技術士であり、科学技術に関する高度な応用能力を備えていることを認定された者であり、八ッ場ダムに関する地質調査報告書を精査した上、ダムサイト及び周辺での現場踏査も複数回行っている者である。

国土交通省関東地方整備局は、平成23年11月、「八ッ場ダム建設事業の検証に係わる検討報告書」(以下、「検討報告書」という)を作成し、その中で八ッ場ダム貯水池周辺の地すべり対策について新たな対策を公表したが、検討報告書の基礎資料である「H22八ッ場ダム周辺地状況業務報告書」(以下、「H22年業務報告書」という)を精査した者である。

同証人によって立証しようとしている対象事項と、その必要性は以下のとおりである。

- 2 八ッ場ダム貯水池周辺における地すべりの危険性については、控訴人らも本

件訴訟で主張してきところであるが、マスコミでも度々取り上げられ、地元住民からも不安の声が出されるに及び、国土交通省も重い腰を上げて再検討を行い、新たな対策を公表するに至った。

3 国土交通省が発表した新たな地すべり対策は、対象地が従来の3地区から11地区に増加したこと、対策工として「押え盛土工」「頭部排土工」及びその併用を採用したこと、概算工事費も従来の5.8億円から約110億円となり、代替地の地すべり対策費も加えると約150億円に増加していることなどが明かとなっている。

4 このような新たな対策について、概算工事費の大幅な増加を取ってみても従来の対策が極めて不十分なものであったことを示しており、控訴人らの主張の正しさを裏付けるものであるが、なお新たな対策そのものについてもその内容について疑問が存在している。

そこで、国土交通省の発表した「検討報告書」の基礎資料となっている「H22年業務報告書」を検討したところ、数々の疑問点が存在していることが判明したので、証言によってこの点を明らかにする。

#### 第4 尋問事項

追って提出する。

以 上